

有効期間満了日 令和34年3月31日

熊生企第934号

令和3年11月25日

少年補導員制度運営要綱の一部改正について（通達）

少年補導員制度の運営については、「少年補導員制度運営要綱の制定について（通達）」（平成14年2月22日付け熊少第44号。以下「要綱」という。）により行っているところ、別添のとおり要綱の一部を改正し、令和4年4月1日から施行することとしたので、事務処理上誤りのないようになされたい。

※ 別添（略）